

# 意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（案）に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

この度は、「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（案）に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

●モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方

接続料算定に係る基本的な観点として「適正性確保」と「検証可能性の確保」に加えて「公平性の確保」の観点を明確に位置づけることに賛同いたします。

適正性および透明性については、これまでの取り組み（二種指定ガイドライン、二種指定接続会計規則）により向上が図られてきました。次のステップとして、公平性の考え方を導入し、算定ルールの精緻化を推進することは、重要性が高まりつつあるモバイル市場における諸課題（事業者間紛争、等）の解決および、競争環境の整備の一助となると考えます。

一方、二種指定ガイドラインでは、二種指定事業者以外の携帯電話事業者においても「ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である」と定められています。指定基準の変更に伴い、携帯大手三社が二種指定事業者となった現在、改めてガイドラインの対象事業者を二種指定事業者とすることを明確化すべきであると考えます。二種指定事業者以外の事業者に対してまで、ガイドライン対応を求めることは規制強化につながるだけでなく、二種指定制度の趣旨を埋没させるものと考えます。

●設備区分別算定について

設備区分別算定の導入で、より設備の利用実態に即した精緻な算定が可能になると考えます。しかしながら、設備区分ごとに原価と利潤を把握して算定を行う負担は大きいため、二種指定事業者以外の事業者に対しては、新しい様式において記載できる範囲で可とする、または、設備区分別算定は免除し従来の算定方法での対応で可とする等、何らかの考慮が必要であると考えます。

また、設備区分別の費用、利潤、需要が、各事業者のネットワーク構成や設備投資戦略の情報となることから、ガイドラインには総務省殿の検証を行うための算定根拠であり、開示は義務付けられていない旨を記載すべきと考えます。

●原価の範囲（営業コストの算入）について

営業コストの算入については、設備との関連性が希薄なものまで原価算入が行われているのではないかという懸念の声もあることから、一律接続料対象外とするのがわかりやすいのではないかと考えます。

現段階での一律控除が難しい場合は、算入可能な営業コストに関するガイドライン上での記述を明確化するとともに、総務省殿にて十分な検証が行われることが適当であると考えます。

●データ接続料算定について

需要の分母にあたる総帯域幅について、MNOの立場として、ISP側装置の総帯域幅を採用することがネットワークの実態を反映した算定となり適切であると考えます。

また、移動通信ネットワークの特性に起因する設備余裕に係るコストについては、MVNOもその便益を享受していることから、原則接続料原価に算入可能とする考え方が適当であると考えます。

MVNOは非効率的な投資が含まれているとして、設備余裕に係るコストの負担に否定的な意見を示していますが、技術革新のスピードや増大するトラフィック対応等の環境下において競争の中で投資を行っている現状では、MVNOが懸念するほどの非効率的な投資を考慮しなければならない蓋然性はないと考えます。

以上